

平成30年度  
いじめ防止基本方針

定時制 ver. 1.2

熊本県立八代工業高等学校  
(定時制)

平成30年4月6日

## 目 次

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| 1   | いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....   | 3  |
| 1   | いじめ防止等に関する本校の基本理念 .....           | 3  |
| (1) | 本校の基本方針の内容 .....                  | 3  |
| (2) | いじめの定義 .....                      | 4  |
| (3) | いじめの理解 .....                      | 6  |
| (4) | いじめの防止等に関する基本的な考え方 .....          | 7  |
| 2   | いじめの防止等の対策のための組織 .....            | 9  |
| 1   | 組織の名称 .....                       | 9  |
| 2   | 本組織の役割 .....                      | 9  |
| 3   | 構成員 .....                         | 10 |
| 4   | 本委員会の開催時期について .....               | 11 |
| 3   | 本校のいじめの防止等に関する取組 .....            | 11 |
| 1   | 年間計画 .....                        | 11 |
| (1) | 年間の取組についての検証及び評価、改善を行う時期 .....    | 11 |
| (2) | いじめの防止等に関する職員会議、校内研修会等の実施時期 ..... | 11 |
| (3) | いじめの未然防止の取組と実施時期 .....            | 11 |
| (4) | いじめの早期発見の取組と実施時期 .....            | 13 |
| 2   | いじめに対する措置 .....                   | 15 |
| (1) | いじめの調査及び認知 .....                  | 15 |
| (2) | 被害生徒及び保護者への対応 .....               | 15 |
| (3) | 加害生徒及び保護者への対応 .....               | 15 |
| (4) | 当該クラス等への対応 .....                  | 16 |
| (5) | 当該学年への対応 .....                    | 16 |
| (6) | 関係機関への報告及び相談 .....                | 16 |
| 4   | 重大事態への対処 .....                    | 16 |
| 1   | 学校における重大事態の発生と調査 .....            | 16 |
| (1) | 重大事態の意味について .....                 | 16 |
| (2) | 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について .....     | 17 |
| 2   | 事実関係を明確にするための調査と留意点 .....         | 18 |
| (1) | いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合 .....       | 18 |
| (2) | いじめられた生徒からの聴き取りが困難な場合 .....       | 18 |
| 3   | その他留意事項 .....                     | 19 |
| 4   | 調査結果の提供及び報告 .....                 | 19 |
| (1) | 被害生徒側への説明責任 .....                 | 19 |
| (2) | 調査結果の報告 .....                     | 19 |
| 5   | 緊急支援チームの派遣について .....              | 19 |

## はじめに

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持するという使命のもと、本校がいじめの問題の克服と解決に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条（学校いじめ防止基本方針）及び第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）のための対策を総合的かつ効果的、組織的に推進するために策定するものである。

いじめは、どの学校においてもどの生徒にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。理由のいかなを問わず、いじめは絶対に許されない、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解決に向けて取り組まなければならない。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止等に関する本校の基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。したがっていじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、また、携帯電話等を媒体とするネット上で起きるものも含み、あらゆる形態のいじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを、生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分かつ具体的に理解できるように進めなければならない。

### （1）本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、国、県、市町村、家庭その他の関係諸機関との連携を含め、いじめの問題への対策を組織的かつ計画的に進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

これらの基本方針の実現には、学校内に法の意義を普及啓発するとともに、いじめやその防止等に対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証

が必要である。

## (2) いじめの定義

### いじめ防止対策推進法（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどしていじめの認知をする必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の習慣を確認する際に、行為が起こった時のいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

ここで、「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりやらされたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口等を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ、人権に関わる問題として適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せず相手側の生徒に対し心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十

分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

また、法制定により「いじめ」は、「違法行為」と位置付けられ、刑法上の犯罪としての立件に至らなくても、民事上の「不法行為」として、損害賠償等の責任を負う可能性があることは認知しておかなければならない。

以下に、刑法上の犯罪として取り扱われるものを挙げる。

➤ 殺人罪

故意による殺人を内容とする犯罪行為である。しかし、傷害致死や自殺教唆に該当する場合でも「未必の故意」として殺人罪が立件することもある。

➤ 傷害致死罪

例えば、暴行や集団によるリンチ等によって、被害者が死亡するに至った場合に成立する。殺意の有無によって殺人罪になりうる場合もある。

➤ 自殺教唆罪

例えば、いじめに関して言えば、「死ね」、「消えろ」、「飛び降りろ」など、自殺を促す行為。

➤ 暴行罪・傷害罪（過失傷害罪）

暴行罪は、殴る、蹴る、刺す、縛る等、人の身体に対して有形力を行使するものである。その適応範囲は広く、殴るふりをする、ナイフで刺すふりをする・ナイフを見せるだけでも立件される場合もある。また、車両（自動車や自転車）の人に対する幅寄せも暴行罪として成立する。相手にケガをさせれば、傷害罪（傷害を故意としない場合は、過失傷害罪）となる。

➤ 脅迫罪

言葉や態度で脅す行為であり、人の生命、財産、身体、名誉、自由に対して害悪する告知を行うことである。

- 恐喝罪・強盗罪  
暴行や脅迫による金銭・物品の要求や強奪
- 強姦罪・強制わいせつ罪  
衣服を剥奪する、性器等の露出、それらへの悪戯や攻撃。異性か同性かによらず適用される。
- 名誉毀損罪・信用毀損罪・侮辱罪  
悪口を言う。本人の名誉や信用にかかわることを言いふらす。誹謗中傷など。
- 窃盗罪・器物破壊罪  
被害者の所持品を盗む。隠す。壊す。
- 犯罪の教唆  
実行犯と同罪となる。たとえば、いじめや暴行を命令、示唆した場合など。例え冗談でも実行されてしまえば教唆犯として立件される。

ただし、刑法上の責任を問うためには、親告罪であるかどうかも含めて法律上のあらゆる専門知識が必要であり、安易に刑事罰を求めることは避けなければならない。特に、多種多様なトラブルを解決する過程で社会性を身に付けていくべき生徒とこれらを見守る学校は、刑法上の責任を問う前に、重大事態に至らない努力を最大限になすべきである。

### (3) いじめの理解

#### ア いじめの責任

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであり、責任は決していじめられる側に求めるものではない。

#### イ いじめの構造

いじめは、被害側と加害側という二者関係だけではなく、はやし立てたり面白がったりする加害者側に近い「観衆」や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」（加害者側からすると明白な了解を与えているとも言われている）といった4者関係が主たるいじめの構造だとされている。しかし、そこに被害生徒の側に寄り添い支援したり、加害生徒に対する注意、行為そのものを抑制・抑止したりする立場の「支援者・救済者」の存在が重要であることが強く指摘されている。また、所属集団の中にある無秩序性や閉鎖性等構成上の問題もあるが、総じて、いじめの問題を防止・解決するためにはこれらのいじめが起きる構造上並びに構成上の問題を、正しく認知することが重要である。

また、法の制定により国が「いじめ」を「違法行為」として位置づけた以上、刑法上の犯罪としての立件に至らなくても、民事上の「不法行為」として、損害賠償等の責任を負う可能性があることは認知しておかなければならない。

さらには、これを黙認する行為は「不作為の行為」として、法によって期待された行為（観衆・傍観者・目撃者等が、支援者・救済者となること）を放棄したものとして、刑法に触れるに至らなくとも、以前にも増して民事上又は道義上の責任を負う可能性があることを知る必要がある。

ただし、支援者又は救済者となることで自らに危険が及ぶ不安や可能性がある場合は、「不作為の行為」ではないものと考えられることから、一概に観衆や傍観者等の存在を無条件に否定することはできない点に、十分注意する必要がある。

重要なのは、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されることである。

#### ウ 国民的な課題としてのいじめ

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから児童生徒を守るためには、大人も子どもも、一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### ア いじめの防止

いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このためには、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動、体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いに人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力のを養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、お互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とのコ

コミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消と改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることも未然防止の観点から重要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等とともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る必要がある。

#### イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

#### ウ いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによって行われるものではなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」によって行わなければならない。

#### エ いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実情を確認した上で、適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、併せて学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他と生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。

#### オ 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、

地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことも必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### カ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から学校と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、学校等警察連絡協議会並びに八代地区高等学校生徒指導連絡協議会において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携協力を積極的に行ったりする必要がある。

また、地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者等、外部専門家の参加を得ることにより、より実効的ないじめの解決に資するとの認識に立って、法第22条に定める組織を設置するものである。

なお、いじめの防止等のための校内組織を設置していることやその活動内容については、保護者に周知する。

### 1 組織の名称

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の名称を「いじめ防止等対策委員会」と称する。

### 2 本組織の役割

本組織は、いじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核と

なる役割を担う。

- 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核等

以上4点のように本組織は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特にいじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、本組織が情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずにすべて本組織に報告・相談する。加えて、本組織に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。また、本組織は、本校いじめ防止基本方針の策定やその見直し、学校が定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組をPDCAサイクルの視点から検証を行う役割を持つものである。

### 3 構成員

法第22条にいう「該当学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導主事、人権教育主任や生徒支援加配教員、人権同和教育主担者、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するよう実情に応じて決定する。また、これに加えて、外部の専門家・個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

以下に、常任する構成員を示す。

- 管理職
- 外部専門家
- 生徒指導主事
- 学科主任
- 養護教諭
- 人権教育担当者
- 教育相談担当者
- 特別支援コーディネーター

#### 4 本委員会の開催時期について

定例会として次に示す時期に、年に3回（学期毎）開催するものとする。

- ・ 1学期…5月下旬から8月上旬の間
- ・ 2学期…9月から12月間
- ・ 3学期…3月

### 3 本校のいじめの防止等に関する取組

#### 1 年間計画

##### （1）年間の取組についての検証及び評価、改善を行う時期

###### ア 夏季長期休業中

1学期に実施した取組に対する検証を行う。したがって、1学期末に「取組評価アンケート」を実施し、指標となるデータの収集を行う。

なお、「取組評価アンケート」は次のものが挙げられる。

- 授業評価（授業改善に関わる取組評価）
- アンケート（いじめ、生活、健康等に関する各種アンケート）
- 教育相談のための総合調査（Σテスト等）の業者アンケート

###### イ 12月頃

2学期に実施した取組に対する検証を行う。

###### ウ 3月

年間を通した検証結果を基に、本校いじめ防止等対策委員会（3学期定例会）にて、取組の評価をした上で、次年度に向けての改善計画案並びに基本方針の見直しを行う。

さらに、改善とは検証結果及び得られた評価を基に、新たな課題を明確にした上で、次年度取組の追加や取りやめ、取組の内容や手法の見直しを図るものとする。

##### （2）いじめの防止等に関する職員会議、校内研修会等の実施時期

いじめ防止等に関する職員会議並びに校内研修会については、適宜開催するものとし、必要に応じて「いじめ防止等対策委員会」が主催する。

##### （3）いじめの未然防止の取組と実施時期

以下に、いじめの未然防止として取り組む内容と実施時期を示す。

###### ア 歓迎遠足

- 実施時期：全学年・全職員で4月に実施する
- 目的：学校生活における仲間づくりの機会を持つことで、いじめを発生させない学校風土の定着を図るため。
- 主担当者：生徒指導部

- 実施内容：○仲間づくり  
○生徒会による歓迎行事

#### イ 仲間づくり LHR

- 実施時期：(行事予定参照) 全学年で5月に実施する
- 目的：人間関係づくりの基本であるコミュニケーションスキルを学び体得することで、良好な人間関係を築く力を育てるとともに、クラスの仲間づくり役立て、広い意味での不登校及びいじめ問題解決の一助とする。

- 主担当者：生徒指導部・担任
- 実施内容：(ソーシャルスキルトレーニングなど)

#### ウ 情報安全教室

- 実施時期：全学年で5月に実施する
- 目的：携帯電話の正しい活用の仕方を学ぶと同時に、携帯電話による不法行為やネットを介して行われるいじめ等を未然に防止するため。
- 主担当者：生徒指導部
- 実施内容：通信電話会社講師による講座

#### エ その他

各講演「人権教育講演会・性に関する講演会・命を大切にする心を育てる講演会」など

- 実施時期：年間計画に記載
- 目的：各主旨に人権意識はもとより、生きる力を育む内容が含まれており、その定期的な生徒への発信と、学校全体でより深めるため。
- 主担当者：各部署
- 実施内容：年間計画に記載
- 

#### オ いじめ根絶標語募集

- 実施時期：6月のいじめ根絶月間期間中
- 目的：いじめ根絶のための取組、これを言語化する過程をとおして、いじめは絶対に許されないという雰囲気を醸成し、いじめの防止、早期発見のための取組として実施する。
- 主担当者：生徒会並びに生徒会顧問
- 実施内容：人権同和教育の取組と併せて実施する。

#### カ いじめ防止等に関する職員研修

- 実施時期：適宜実施する
- 目的：いじめの防止や早期発見の考え方や手法、取組評価ア

ンケートの実施等に係る専門性の向上を期して実施する。

- 主担当者：教頭、生徒指導部
- 実施内容：○本校いじめ防止基本方針の内容把握  
○いじめに関する基本的知識や理解を深める研修  
○いじめの防止、早期発見に関する研修  
○いじめを把握した場合の対処、初期対応等のあり方  
○心理テスト等、アンケートの実施並びに評価、活用に関する専門性の向上

キ 生徒会挨拶運動・登校指導

- 実施時期：毎月頭の3日間
- 目 的：気持ちの良い挨拶を交わし、良い学校の雰囲気づくりに貢献するとともに、仲間づくりを深めるきっかけとする。
- 主担当者：生徒指導部・生徒会顧問・生徒会役員
- 実施内容：午後5時20分～30分まで校門前で挨拶を行う。

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員は、このことを強く認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的かつ計画的に対応し、いじめの積極的な認知に努めなければならない。

以下に、いじめの未然防止として取り組む内容と実施時期を具体的に示す。

ア いじめアンケートを含む各種アンケート

- 実施時期
  - 1学期 「学校生活アンケート」、「心のアンケート」「取組評価アンケート」
  - 2学期 「心のアンケート」
  - 3学期 「心のアンケート」
- 目 的：学級集団づくり、いじめ発見の糸口並びに取組並びに検証及び評価の為の基礎資料、県への報告用として活用するため。
- 主担当者：生徒指導部
- 実施内容
  - 「心のアンケート」：県が作成するもので、いじめや学校生活、携帯電話等に関する詳細なアンケート

※いじめの早期発見並びに「本校いじめ基本方針」に係るPDCAサイクルのための基礎データ収集、県への報告用として実施する。

- 「学校生活アンケート」：学校独自で作成したもので、学校生活・授業・家庭生活等に関するアンケート

※集計結果を全職員で共有し、生徒理解に活用する。

- 「取組評価アンケート」：いじめに関する質問がなされている心のアンケート（抜粋版）の内容に加えて、本校での取組成果を検証するために必要な項目を追加したアンケート。

※いじめの早期発見並びに「本校いじめ基本方針」の検証改善に係るPDCAサイクルのための基礎データ収集のために実施する。

- 学級集団アセスメント「シグマテスト」

※アセスメントとは、「個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を検証・評価すること」である。

#### イ 個人面談

- 実施時期：各学期1回程度
- 目的：生徒理解（学習状況、生活状況、悩み・困り）のため
- 主担当者：各クラス担任
- 実施内容：担任及び副担任を主として実施するが、状況に応じて学科職員等で生徒を割り振り定期的かつ計画的な実施に努める。※教務部と連携（面談週間の授業調整など）
- 

#### ウ 子どものサイン発見チェックリスト（家庭・保護者向け）

- 実施時期：通知表と一緒に配付
- 目的：保護者からの視線で、生徒の悩みや困り、SOSに気づく為の取組として実施する。
- 主担当者：生徒指導部、各クラス担任
- 実施内容：平成19年3月発行の「子どものサインチェックリスト」を保護者に配付し、家庭からの情報収集に努める。

#### エ 相談窓口の周知案内

- 実施時期：1学期初旬、適宜実施
- 目的：学校関係者に相談を持ちかけることが難しいと感じる生徒へ周知するために実施する。
- 主担当者：生徒指導部
- 実施内容：国が周知する「24時間いじめ相談ダイヤル（なやみ言おう）」をはじめとする各関係機関の相談窓口について、生徒指導だより等を活用し、紹介・周知・案内に

努める。

## 2 いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守りと通すとともに、いじめた生徒に対しては、該当生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

また、日頃から重大事態に備えて、学校で作成したマニュアルに沿って、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教員間で共有しておく。

さらに、いじめの防止等のための校内組織については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していくことが必要である。

### (1) いじめの調査及び認知

いじめと疑われる情報が得られた場合は、まず生徒指導部が指揮をとり、関係職員と連携して以下の点について関係者から事情聴取を行い、事実の調査・確認を行う。

- ア 被害生徒の特定及び被害状況の調査と事実確認
- イ 加害生徒及び関係する生徒の特定
- ウ 該当クラス等への事情聴取、被害（加害）状況の裏付け
- エ 双方の家庭環境等

状況に応じ適時、「いじめ防止等対策委員会」を招集し、得られた情報から法に定めるいじめとして認知するか否かを審議する。さらに、いじめと認定した場合、これ以後の対応についての基本方針を定める。

### (2) 被害生徒及び保護者への対応

原則として、確実な事実確認を経て、第一報を行うものとする。

ただし、得られた情報から、目撃情報等を含み信憑性が極めて高く、かつ緊急性並びに重大性が認められると判断される場合には、状況を総合的に判断し、加害生徒側の肯定自供や全容解明を待たずに、不確定要素がある旨も含み、第一報を行う。（関連して、重大事案への対処を参照）

その後も、きめ細やかに状況の報告等を行いながら、解決に向けた誠意ある対応に尽力する。

### (3) 加害生徒及び保護者への対応

加害生徒への事情聴取をした日に、是認否認を問わず、原則として学校に召喚し直接、事情聴取の理由並びに内容を報告する。その上で、状況に応じて、自宅待機や教室への入室制限等の指示を行う。

その後も、きめ細やかに状況の報告等を行いながら、解決に向けた対応

に尽力する。

(4) 当該クラス等への対応

必要に応じて、いじめの内容を明らかにするためにアンケートや聞き取り調査を実施し、事実確認のための情報を積極的に収集する。

また、被害生徒と加害生徒だけの問題として捉えず、クラス全体の雰囲気や観衆者、傍観者としての責任を問いながら解決に向けての指導に尽力する。

(5) 当該学年への対応

被害者、加害者等、関係生徒がクラスや他の所属をまたがっているような場合を含み、状況に応じて学年全体、若しくは当該所属集団全体の課題として指導する機会を設ける。具体的には、緊急集会やアンケート、その他状況に応じて考えられる手法を用いるものとする。

(6) 関係機関への報告及び相談

必要な機関への報告及び相談を行う。県への報告については、学校長が電話での第一報を行い、文書にて学校設置者（教育委員会）への報告を行う。

また、警察への相談に関しても消極的にならず、少年課等の担当者に対応の助言を求めるという趣旨で相談する。日頃から生徒指導部を中心に警察担当者との信頼関係を構築しておくことが求められる。

その他、必要に応じて医療的機関を含む専門機関や行政と連携し、適切な対応に尽力する。

## 4 重大事態への対処

### 1 学校における重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合、事態の概要を把握確認している職員が、学校長への報告を行う。学校長は、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講じる。その際、法第28条第3項に規定に基づき、教育委員会からの必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を求め、教育委員会と一体となり、調査を実施する。

また、調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に設置する本校「いじめ防止等対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質や様態に応じて適切な専門家を加えた人員を配置するものとする。

この調査組織による調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して、内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

ア 事案の大まかな事実関係の把握のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聞き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

イ 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者とである外部専門家等することや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

ウ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聞き取りが可能な場合、当

該生徒本人から十分な聞き取りを行う。

- エ 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- オ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- カ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- キ 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

## 2 事実関係を明確にするための調査と留意点

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることをさしている。

### （１）いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、該当生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を適切に行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、該当生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会の指導・支援を得ながら、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

### （２）いじめられた生徒からの聞き取りが困難な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、そ

の死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちに十分に配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法等については、「子供の自殺が起きた時の調査の指針（改定版）」（平成26年1月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

### 3 その他留意事項

重大事態については学校設置者（教育委員会）の支援を積極的に受け入れる。その事態にかかわりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、学校は生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### 4 調査結果の提供及び報告

#### （1）被害生徒側への説明責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、説明・報告するものとする。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠ることがあってはならず、誠意をもってその対応に当たらなければならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先たち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置を行うものとする。

#### （2）調査結果の報告

調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。

### 5 緊急支援チームの派遣について

学校で発生した重大事態等で、学校だけでは解決が困難な事案に緊急に対応する必要があるときは、県教育委員会に対して、外部の専門家からなる支援チームを要請するものとする。

|         |                      |                 |
|---------|----------------------|-----------------|
| 初版（第一版） | 平成 2 6 年 3 月 2 0 日策定 | (ver. 2. 2)     |
| （第二版）   | 平成 2 6 年 7 月 1 日改定   | (ver. 2. 5)     |
| （第三版）   | 平成 2 8 年 4 月 1 日改定   | （定時制 ver. 1）    |
| （第四版）   | 平成 2 9 年 4 月 1 日改定   | （定時制 ver. 1. 1） |
| 本稿      | 平成 3 0 年 4 月 6 日改定   | （定時制 ver. 1. 2） |

熊本県立八代工業高等学校  
いじめ防止等対策委員会